

「排出量及び取組の状況等に関する論点整理（案）」への意見

2007年5月9日

地球環境と大気汚染を考える全国市民会議

<意見1>

該当箇所：全般

意見内容：IPCCの第4次評価報告書は、「20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高い」とし、「地球の自然環境（全大陸とほとんどの海洋）は、今まさに温暖化の影響を受けており、植物及び動物の約20-30%は、全球温度の上昇が1.5-2.5を越えた場合、絶滅のリスクに直面する可能性が高い」と警告している。また、過去100年間（1906～2005）に地上気温は0.74 上昇し、このまま経済の高度成長を化石燃料源重視で続けると21世紀末には4（2.4～6.4）の気温上昇が起こると予想している。また、気温上昇を産業革命前から2～2.4に食い止めるためには、遅くとも2015年頃までに世界全体の温室効果ガスの排出量を減少に転じさせ、2050年には少なくとも半減させる必要があると指摘している。「共通だが差違ある責任」からすれば、日本などの工業国はより高い削減義務を負っていることになる。

昨年10月に英国政府が発表した「気候変動の経済学」も、「今後数十年間の内の対策に失敗すれば、20世紀前半に人類が経験した大戦や経済恐慌に匹敵するような社会・経済的な損害を被る危険がある。」とし、「損害は、世界の年間総生産（GDP）の5-20%に相当する可能性があり、一方、危険なレベルに至らないレベルに安定化するためのコストは1%程度。」としている。

気温上昇幅を工業化以前（1850年頃）から2 未満に抑えなければ、地球規模の回復不可能な環境破壊により人類の健全な生存が脅かされる可能性がある。残された時間は少なく、こうしたIPCC第4次評価報告書や「気候変動の経済学」の警告を踏まえるなら、工業化以前からの気温上昇を2 未満にすることを長期的な目標とし、それに向けて京都議定書の第1約束期間の削減義務を確実に達成できる政策と措置及び中長期的な削減を見通した実効性のある政策を速やかに立案、実行すべきである。

ところが「論点整理」は、こうした危機感や責任感に乏しく、また6%削減すら確実に実行できる「論点整理」になっていない。

<意見2>

該当箇所：1頁「1．現状認識」「(1)我が国における温室効果ガス排出量の状況」

意見内容：エネルギー転換、産業、工業プロセス部門と運輸部門のトラックや商用自動車、民生業務部門などの産業関連部門が排出量の8割以上を占めていることも明記す

べきである。また、温室効果ガスの排出状況だけでなく、なぜ減らないのか、増え続けているかの原因についても記述すべきである。とりわけ、エネルギー転換部門では、温暖化対策に逆行する石炭火力が増加し、全体の排出量を押し上げていることも記述すべきである。さらに、日本では、エネルギー転換部門での排出量を各部門に割り振った統計にしているが、こうした統計は世界的にはあまり例がない。直接排出量での排出状況も記述すべきである。

< 意見 3 >

該当箇所：2 頁「1 . 現状認識」「(2) 現行「京都議定書目標達成計画」の進捗状況」

意見内容：「総合的に見れば、これまで、個々の対策が十分に進捗しているとは言えない状況にあり、施策の強化が必要と考えられる」とされるが、現在の「目標達成計画」では、京都議定書の 6% の削減目標は達成不能であることを明記すべきである。また、環境税、国内排出量取引、買取補償制度などの自然エネルギーの普及策、日本経団連の自主行動計画の法定化などの追加的な対策が必須であることも明記すべきである。あまりに危機感に乏しい記述と言わねばならない。

< 意見 4 >

該当箇所：4 頁「2 . 今後の追加対策の論点」「(1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策」

意見内容：「フォローアップ合同会議の審議内容を踏まえつつ、対策を検討し、関係省庁及び産業界にその実行を促していく」とするが、前述のように日本の温室効果ガスの排出は産業関連がとりわけ多く、フォローアップでも電力や鉄鋼などの多排出源での削減が進んでいないことが明らかになっている。こうした多排出源への対策の強化や、環境税、国内排出量取引、日本経団連の自主行動計画の法定化などの追加対策の導入なしに温室効果ガスの削減は望めない。温室効果ガスの削減のためにはエネルギー源の転換が必須であり、石炭火力が増加している現状を抜本的に転換し、温室効果ガスの排出量の少ない LNG 火力や LNG コンバイン火力などに発電主体を移行するとともに、自然エネルギーの導入の具体策を明記すべきである。また、自主行動計画の情報や個々の工場ごとの排出量や対策の実施状況について情報公開させ、達成できない場合は、削減義務の法定化について検討することとすべきである。

< 意見 5 >

該当箇所：5 頁「2 . 今後の追加対策の論点」「(2) 産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見」全体

意見内容：委員から出された意見を列挙し、「今後、本審議会の中で、このような対策の適否についての検討を深めるとともに、更なる対策の候補について充実を図ることが

必要である」とするが、「対策の適否について検討」を深めている状況ではない。対策の優先順位についての分析と検討を早急に行い、実施可能な対策と措置は直ちに実施すべきことを明記すべきである。

< 意見 6 >

該当箇所：5 頁「2 . 今後の追加対策の論点」「(2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見」「 民生（業務・家庭）部門」

意見内容：住宅・業務用ビルの省エネ化は重要な課題であるが、その効果についての正確な分析と情報の提供が必要である。最近、オール電化住宅が急速に増えているが、新規のオール電化住宅でも半数近くが、著しくエネルギー効率の悪い電気温水器を導入している実態がある。これまでのストックではオール電化住宅の多くが電気温水器を導入していることになる。また、高効率給湯器と言われているエコキュートも家庭状況やその使い方によっては必ずしも省エネにならないことが、当会の実例調査で明らかになった。また、エコキュートは基本的には太陽熱温水器と組み合わせて使用できないことも問題である。さらに、電気温水器を導入しても環境に優しいかのような誤った宣伝もされている実態もある。電気冷蔵庫についても、付加機能による電力消費が評価されていなかったため、実際には表示より 3-4 倍もの消費電力になっていたことも記憶に新しいところである。こうした調査、分析、正確な情報提供、検討体制についても施策として掲げられるべきである。（「環境面からみたオール電化問題に関する提言（中間報告）」http://www.bnet.jp/casa/teigen/paper/061107all_denka_chukan.pdf）

また、「省エネ効果が高い機器への買換促進」では、省エネラベルが重要であり、省エネラベルについても論点として掲げるべきである。現行の省エネラベルは消費者の省エネ家電などの選択にとってわかりにくい部分があり、省エネラベルの改善が必要なことも論点とすべきである。

環境家計簿については、当会も 6 年にわたって取り組んでいるが、継続した取り組みに困難がある。環境家計簿を推進する体制の確立とそれへの支援なしには継続的な取り組みは困難であり、普及啓発の対象としてだけでなく、推進体制と支援についての施策も論点として検討されるべきである。

< 意見 7 >

該当箇所：7 頁「2 . 今後の追加対策の論点」「(2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見」「 運輸部門関連」「(二)バイオマス燃料の導入促進」
意見内容：現在の「バイオマス燃料の促進」については、「京都議定書目標達成計画」で 2010 年のバイオマス熱利用量が原油換算で 308 万 kL とされ、輸送用エコ燃料については原油換算 50 万 kL とされており、そのうち 90%以上を輸入に頼るとされている。このことが、こうした需要を見込んで途上国で、原生林を伐採しパーム椰子を植えたり

することになり、そこに住む住民の人権侵害を引き起こしたり、森林破壊に繋がっている。また、砂糖や飼料の高騰の原因ともなっている。

「バイオマス燃料の促進」については、「国産のエコ燃料の導入を最大限促進する」ことを再度確認するとともに、現在市民レベルで進められているのはなプロジェクトや廃油回収、減反や放棄された田畑の活用なども論点とすべきである。

<意見 8>

該当箇所：8頁「2. 今後の追加対策の論点」「(2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見」「産業・エネルギー転換部門関連」「(ロ)電力分野における取組」

意見内容：「科学的・合理的な運転管理の実現による原子力設備利用率の向上」をあげるが、京都議定書目標達成計画に示されている 87～88%という原発の設備利用率は、実現可能性が全くない。現実的な設備利用率（せいぜい現状の 70%程度）を前提とした計画に変更すべきである。

そもそも、こうした現在の稼働率は電力会社のデータ隠しなどに起因して起こっており、「科学的・合理的な運転管理」だけでなく、情報公開も論点とすべきである。また、現在の原子力発電所の平均設備利用率を見ると古い発電所ほど利用率が悪く 60%に満たない原子力発電所も多い。原因別事故発生率でも経年変化による事故が急増している。原子力発電を推進するかどうかは、少なくとも 安全性の問題、 放射性廃棄物問題、 経済性の問題、 エネルギー安全保障、 破壊活動の危険性などについての情報を公開したうえで、国民的議論を経ることが必要である。放射性廃棄物の問題や、いったん事故を起こすと大きな環境負荷を生じる原子力を安易に温暖化対策として推進することを論点とすることは問題がある。

<意見 9>

該当箇所：8頁「2. 今後の追加対策の論点」「(2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見」「産業・エネルギー転換部門関連」「(ハ)産業・エネルギー転換部門全体に係る取組」

意見内容：「産業・エネルギー転換部門における石炭利用の抑制」を論点としてあげるが、石炭利用は原則禁止し、代替案のない場合に限ってその利用を認めるべきであり、論点としては「産業・エネルギー転換部門における石炭利用の原則禁止と代替案の検討」とすべきである。

<意見 10>

該当箇所：8頁「2. 今後の追加対策の論点」「(2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見」「産業・エネルギー転換部門関連」「(二)新エネルギー

ーに係る取組」

意見内容：「費用対効果・安定供給面も勘案した上での再生可能エネルギー活用の検討」が論点とされているが、買取補償制度の導入とそれに伴う費用負担のあり方も論点として掲げられるべきである。

ドイツなどの EU 諸国は買取補償制度の導入により、市民投資による再生可能エネルギーの普及が急速に進んでいる。日本の風力発電設備容量はついにベストテンから脱落し、世界一であった太陽光発電設備容量もドイツに追い越された。地球温暖化対策は省エネとエネルギー源の転換しかなく、エネルギー源の転換は基本的な政策とされるべきである。「費用対効果」も「安定供給面」も、検討課題とすることは反対しないが、これらの課題は普及が進めばおのずと解決可能な問題であり、「費用対効果・安定供給面も勘案した上」で再生可能エネルギーの活用を図るのではなく、再生可能エネルギーの活用を最優先の課題として位置づけ、課題として「費用対効果・安定供給」をかかげるべきである。

< 意見 11 >

該当箇所：8 頁「2 . 今後の追加対策の論点」「(2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見」「分野横断的事項」

意見内容：「国内排出量取引制度、環境税導入についての検討」をあげるが、国内排出量取引制度や炭素税（環境税）は直ちに導入すべきであり、「導入についての検討」ではなく、「京都議定書の第 1 約束期間の目標達成に間に合うように導入を検討する」とすべきである。また、国内排出量取引制度はキャップアンドトレード形でなければならず、「キャップアンドトレードの国内排出量取引制度」とすべきである。また、エネルギー税制全体のグリーン化も論点とすべきである。